

泉佐野市子ども・子育て会議

1 趣旨

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成25年6月28日に「泉佐野市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「泉佐野市子ども・子育て会議」を設置いたしました。

2 「泉佐野市子ども・子育て会議条例」について （【資料 2-①】【2-②】参照）

3 委員について

子ども・子育て支援に関し、(1)学識経験を有する者 (2)地域福祉団体の代表者 (3)保健医療福祉施設等の代表者 (4)公募した市民のうち、市長が必要と認め任命する、教育・保育関係の幅広い分野から15名の委員にご就任をいただきました。

4 「泉佐野市子ども・子育て会議」の所掌事務について

【子ども・子育て支援法第77条第1項（抜粋）】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関し意見を聴くこと
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用定員の設定に関し意見を聴くこと
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること

子ども・子育て会議は、地域の子育てに関するニーズを計画に反映していくことをはじめ、子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなどの役割を期待されています。

また、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、意見を聴取することは会議の重要な役割の一つですが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されています。

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、管理・評価を行い、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。